

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 19 日

名寄市長 加 藤 剛 士

1 入札に付す事項

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第 17 号 |
| (2) 工事名 | 西 3 条仲通道路改良舗装工事 その 2 |
| (3) 工事場所 | 名寄市西 3 条北 4 丁目～北 5 丁目 |
| (4) 工 期 | 令和 6 年 5 月 23 日 ～ 令和 6 年 12 月 5 日 |
| (5) 予定価格 | 事後公表 |
| (6) 工事概要 | 道路改良舗装 L=261.23m、W=5.5m(8.0m)、両 2.5m |
| (7) 週休 2 日工事 | 本工事は、「週休 2 日工事」の対象工事である。 |

2 入札の執行日時及び場所

- | | |
|----------|---------------------------------|
| (1) 執行日時 | 令和 6 年 5 月 21 日（火） 午前 10 時 10 分 |
| (2) 執行場所 | 名寄市役所名寄庁舎 3 階 会議室 |

3 工事の施工

本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の構成員が一体となって施工する共同施工方式（甲型）とする。

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 名寄市競争入札参加資格関係事務処理要綱（平成 18 年名寄市訓令第 55 号。以下「事務処理要綱」という。）第 5 条に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者のうち、名寄市建設工事請負業者格付基準の令和 6 年度土木部門 A ランクに登録されている者で構成される共同企業体。
- (3) 公告の日から入札執行日までの期間において、事務処理要綱第 8 条及び第 10 条の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 本工事の入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ア 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。
 - (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
 - (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって1) から4) までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(5) 本工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、その許可を受けてからの営業年数が4年以上であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

(7) 主要取引先からの取引停止の事実がなく、経営状況が不健全でない者。

(8) 北海道暴力団の排除の推進に関する条例第7条による措置を受けていない者。

(9) 配置予定技術者は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込のあった日以前に3か月以上の雇用関係にあることをいう。

(10) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できること。（やむを得ない場合（傷病、育児、介護、死亡または退職等）を除き、落札後の配置予定技術者の変更は認めません。）

5 構成員数と構成、代表者の案件、応募の条件など

(1) 代表者を含む構成員の数は、2者以上3者までとする。

(2) 代表者及び構成員は土木部門でAランクとなっていること。

- (3) 構成員の出資比率は2者の場合30%以上、3者の場合は20%以上とする。
- (4) 代表者は、出資比率が大きい者とする。(同比率の場合は、いずれでも可)

6 存続期間

- (1) 共同企業体の存続期間は、当該契約の請負代金の支払いが完了した時までとする。ただし、跡請保証をしている場合は当該跡請保証の義務完了後とする。
- (2) 発注工事等の契約とならなかった共同企業体の存続期間は、当該工事等に係る請負契約が締結された時までとする。

7 資格審査

共同企業体の申請に係る資格審査は、名寄市競争入札等審議委員会が行う。

8 入札の参加申請

(1) 申請書等

入札参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

別記第1号様式 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格申請書

別記第2号様式 特定建設工事共同企業体競争入札参加申込書

別記第3号様式 特定建設工事共同企業体協定書（甲）

別記第4号様式 特定建設工事共同企業体委任状

(2) 添付書類

様式（特）第1号 共同企業体構成員資格調書

様式（特）第2号 同種工事实績調書

様式（特）第3号 手持ち工事状況調書

様式（特）第4号 技術職員配置予定調書

様式（特）第5号 資本関係・人的関係調書

※提出用様式等は、添付ファイルをダウンロードして使用のこと。

また、様式（特）第2号 同種工事实績調書は土木工事の実績を記入すること。

(3) 提出期限 令和6年5月8日（水）午後3時まで

（土、日祝日を除く9時～12時と13時～17時。ただし、最終日は指定時刻まで）

(4) 提出場所 名寄市役所名寄庁舎総務部財政課契約係

(5) 提出方法 持参提出のみとする。

(6) その他

① 申請書類等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

② 提出された資料は返却しない。

9 入札参加資格の審査結果

入札参加資格の審査結果は、入札参加資格がないと認められた者に対してのみ令和6年5月10日までに通知をするものとする（入札参加資格があると認められた者に対しては通知しない）。ただし、入札参加資格があると認めた者が、何らかの事情により入札参加資格を有していない又は虚偽の申請をしたことが明らかになったときは、入札参加資格を取り消す。

(1) 入札参加資格がないと認められた理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、書面により令和6年5月15日までにその理由の説明を求めることができる。理由の説明は、令和6年5月17日までに書面で回答する。

10 契約条項を示す場所 名寄市役所名寄庁舎 総務部財政課契約係

11 郵便による入札 郵便による入札は認めない。

12 設計図書の閲覧

本工事に係る設計図書等は、市ホームページから閲覧すること。

また、従来どおり閲覧場所のパソコンから閲覧することも可能なため、この場合は次のとおりとする。

- (1) 閲覧期間 令和6年4月19日～令和6年5月20日
(9時～12時、13時～17時)
- (2) 閲覧場所 名寄市役所名寄庁舎3階総務部閲覧場所
- (3) 閲覧方法 閲覧場所に備え付けのパソコンから設計図書のデータ提供が可能なため未使用のCD-R (USBやCD-RWは不可) を持参すること。

13 設計図書に対する質問等

- (1) 設計図書に質問がある場合は、文書により提出すること。(提出はFAXでも可とするが、併せて電話連絡すること。)

なお、質問を提出することができる者は、入札に参加する要件をすべて満たしている者に限る。

- ア 提出期日 令和6年5月15日(水)まで
- イ 提出場所 工事担当課 名寄市役所(風連庁舎) 建設水道部都市整備課
FAX 01655-3-3450

- (2) 質問に対する回答は、工事担当課から速やかにFAXで回答する。

14 入札書記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載する金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

15 再資源化等に要する費用

この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて積算すること。

16 北海道循環資源利用促進税 有

17 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

18 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 共同企業体につき免除する。

19 支払条件等

- (1) 前金払 契約金額の10分の4に相当する額以内を前金払する。
- (2) 中間前金払 契約金額の10分の2に相当する額以内を中間前金払する。
- (3) 部分払 なし。

20 調査基準価格の設定

本工事は、調査基準価格を設定しているため、最低入札金額が調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査委員会で審査をするため、入札結果は保留とする。

21 工事費積算内訳書の提出

- (1) 入札書に記載される金額に対応した工事費積算内訳書を提出すること。
- (2) 提出ができない場合は、入札に参加することはできない。

22 その他

- (1) 入札回数は2回までとする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 提出された申請書等は返却しない。
- (4) 談合情報に対する対応
 - ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び工事費積算内訳書の精査並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。
 - イ 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。
 - ウ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除する。
- (5) この公告に定めるもののほか、名寄市暴力団排除条例、名寄市契約規則、名寄市競争入札心得、その他関係法令等を遵守すること。

入札及び契約に関する問い合わせ先

名寄市役所名寄庁舎 総務部財政課契約係 (Tel 01654-3-2111 内線 3336)

工事の内容に関する問い合わせ先

名寄市役所風連庁舎 建設水道部都市整備課土木係 (Tel 01655-3-2511 内線 2221)